

湖西市民活動センター 駐車場利用の手引き

1. 利用にあたって

当施設は、**市民活動団体**の市民活動の実施を目的とした会議や打ち合わせにご利用いただく施設です。駐車場をご利用いただくにあたり、市民活動センター登録団体が優先されます。また、会議室の予約状況により利用できない場合や利用可能台数が制限される場合があることをご了承ください。

2. 利用できる方

次のいずれか又は双方に該当する方

- (1) ひまわり広場を利用し、かつ駅前の賑わい創出に関する事業等を行う主催者と関係者
- (2) 浜名湖れんが館を利用し、かつ使用料の減免を認められた主催者と関係者

※お客様用駐車場として一般開放することはできません。

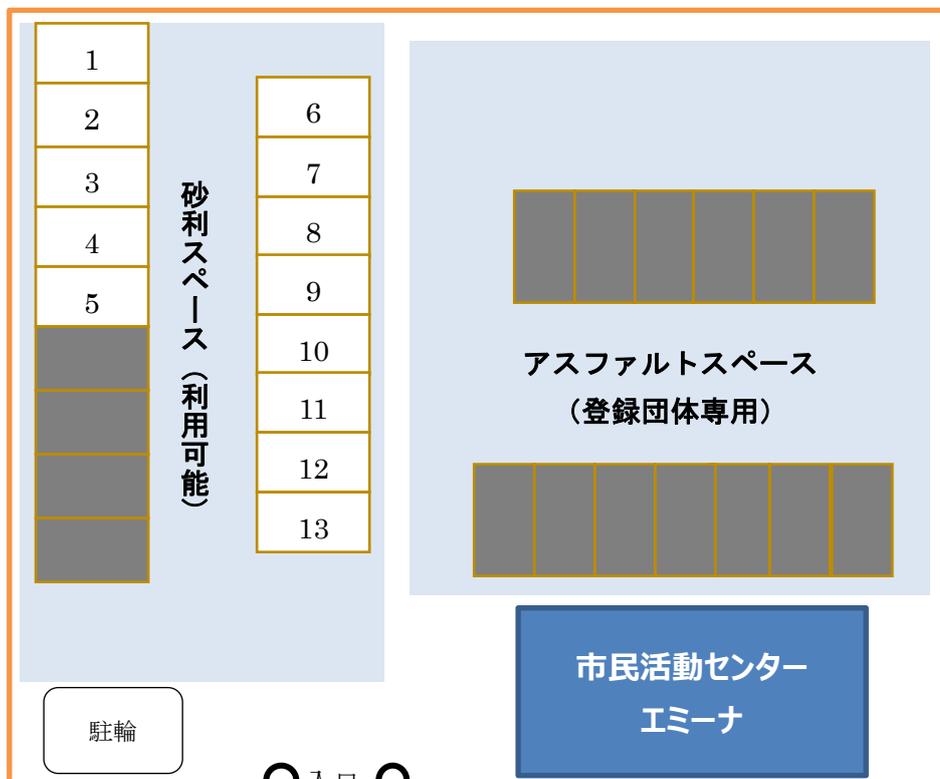
※賑わい創出に関する事業等とは、市民の賑わい、交流の場を作るイベント、市内産業の振興に寄与するイベント、社会福祉に寄与するイベント、公共的行事等を指します。

3. 利用可能日時

土・日・祝日 9時～21時(12月28日～1月3日を除く)

4. 駐車可能台数・駐車場所

13台(砂利スペース 1～13番)



5. 料金

駐車場は無料でご利用いただけます。

6. 利用方法

- ① ひまわり広場又は浜名湖れんが館を予約してください(担当：湖西市産業振興課)。
- ② 湖西市市民課へ様式第1号湖西市活動センター駐車場使用届出書をご提出ください(①持参②郵送③Eメールのいずれかで提出)。
※利用日の属する月の1ヶ月前の初日(市役所閉庁日の場合翌開庁日)から10日前まで受付可能です(先着順)。
※浜名湖れんが館を使用する団体は、浜名湖れんが館使用料減免許可書の写しを添付してください。
- ③ 利用の可否について確認し、市民課よりご連絡します(この時点において受付完了)。

7. 注意事項

- ① 入庫・出庫の際は、入口のバリケード(下記写真)を移動させ、一般のお客様が立ち入らないよう、出入り口をふさいでください。
- ② 会議室を利用するためには、市民活動団体として登録いただく必要があります。
詳細は、8. お問合せ先の二次元コードよりご確認ください。
※登録には1週間ほどお時間がかかります。
※駐車場利用のみを目的として市民活動センター会議室を予約することは、市民活動センター登録団体であっても認められません。
- ③ 利用者が施設、設備を損傷した場合は、賠償していただきます。
- ④ 駐車場で発生した盗難・事故等のトラブルについて、当市は一切の責任を負いません。
十分に注意の上、ご利用ください。



8. お問合せ先

湖西市 市民課 協働共生係

住所：湖西市吉美 3268 番地 湖西市役所 1 階

電話番号：053-576-1213

Eメール：kyodo@city.kosai.lg.jp

開庁時間：8時30分から17時15分(土、日、祝日を除く)



(湖西市ウェブサイト)